

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

学校管理下（授業中、休み時間、登下校中、部活動中など）で発生したけがなどによって医療機関を受診した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付申請をすることができます。

医療費の合計金額が5,000円以上（窓口での支払額が1,500円以上）のものが対象となります。また、保険外診療（自費診療）や、第三者からの損害賠償を受けた場合は対象となりません。受傷から2年以内に申請を行わない場合には、時効によって給付を受ける権利が消滅しますので、ご注意ください。詳細は、4月末から5月にかけて、新しい案内が届き次第配布いたします。

なお、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合には、子ども医療費受給券を使用することはできませんのでご了承ください。



### 保健関係書類のご記入をお願いいたします 4月12日（月）までに提出してください

緊急連絡カード、保健調査、結核健診問診調査票と、年度初めには記入していただく保健関係の書類がたくさんあります。お手数ですが、どれもお子様の健康診断や、安全・安心のために必要なものです。そのため提出期限も近いのですが、ご協力をお願いいたします。

#### 《緊急連絡カード》 必ず裏面も記入してください

学校で体調が悪くなった時や、けがをして病院を受診する際に必要となります。

- ① 氏名、生年月日（平成〇年）、保護者氏名、住所
- ② 緊急時の連絡先と場所
- ③ 保険証の種類、記号、番号
- ④ お子様の健康の様子で、とくに重要なもの
- ⑤ かかりつけ病院

年度途中に記載内容に変更が生じた場合には、速やかに担任にご連絡ください。

#### 《保健調査》

健康状態の把握と、健康診断を行う上で必要となります。表と裏すべて記入もれがないようお願いいたします。運動器検診の記入もれが多いのでご注意ください。

#### 《結核健診問診調査票》

学校における結核健康診断は、問診調査票の調査と学校医による内科検診から行っています。正確にご記入ください。

#### 《心疾患調査票》（1年生のみ）

心電図検診に必要です。とても細かい問診票ですが、記入例を参照し、記入もれのないようご協力ください。

## 出席停止について

学校は集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種に分けて規定した上で、出席停止の期間の基準等を規定しています。

| 項目  | 学校において特に予防すべき感染症の種類  |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト<br>マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア<br>重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ |
| 第二種 | インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘<br>咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎                           |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス<br>流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 *その他の感染症                      |

※その他の感染症（重大な流行がない限り基本的に病欠となります）

溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ  
手足口病 ウィルス性肝炎 など …診断された場合には学校にお知らせください。

第二種の感染症：出席停止の期間の基準

|                 |  |
|-----------------|--|
| インフルエンザ         | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで  |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで      |
| 麻疹（はしか）         | 解熱した後3日を経過するまで                               |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| 風しん（3日はしか）      | 発しんが消失するまで                                   |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発しんが痂皮化するまで                              |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                          |
| 結核              | 症状により、学校医その他の医師において感染のお                      |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        | それがないと認めるまで                                  |

- 第二種の感染症と医師に診断された場合は、速やかにお知らせください。
- 登校の際には、各病院から出される出席停止解除の証明書（治癒証明書）を提出してください。（インフルエンザに関しては、証明書は必要ありません）
- 当面の間、新型コロナウイルス感染防止対策のため、発熱や風邪症状などにより自宅で休養する場合は出席停止の扱いとなります。ご不明な点は学校までお問い合わせください。